

上牧町契約規則第16条の2特定随意契約による

令和8年度上牧町特定随意契約の公表について【発注見通し分】

整理番号	契約の内容	契約の締結を予定する時期	契約の相手方の決定方法	その他必要な事項	課名
1	町内公園及び緑地草刈業務	年2回(5月、8月頃)	高齢者の就業機会の確保及び地域社会に貢献し、福祉の増進を目的とする団体の中から、当該業務を安全かつ確実に履行できる事業者から見積書を徴収し、契約するもの。		建設環境課
2	公園清掃業務	令和9年1月頃	高齢者の就業機会の確保及び地域社会に貢献し、福祉の増進を目的とする団体の中から、当該業務を安全かつ確実に履行できる事業者から見積書を徴収し、契約するもの。		建設環境課
3	広報紙の配付業務	令和8年4月1日	高齢者等の雇用の安定促進に寄与でき、公共性公益性の高い法人であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約を締結するもの。		秘書人事課
4	町内巡回コミュニティバス運転委託業務(1台)	令和8年4月1日	高齢者の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター協議会より役務の提供を受ける契約のため。		総務課
5	第二町民体育館及び第一町民体育館の管理業務	令和8年4月1日	高齢者が組織的に働くことを通じて、地域社会に貢献し、福祉の増進を図るため見積書を徴収し、契約するもの。		社会教育課

上牧町契約規則第16条の2特定随意契約による

令和8年度上牧町特定随意契約の公表について【発注見通し分】

整理番号	契約の内容	契約の締結を予定する時期	契約の相手方の決定方法	その他必要な事項	課名
6	第一・第二町民体育館の夜間開放委託業務	令和8年4月1日	高年齢者が組織的に働くことを通じて、地域社会に貢献し、福祉の増進を図るため見積書を徴収し、契約するもの。		社会教育課